

VI  
277

6-3  
291

短期大学に於ける教員養成事業に短期大学審査会合せ  
の課程を置く場合の  
附則案

二五、七、一

附則

この申合せ中Bの二の(三)の教員組織については現状を考慮し、昭和三十年三月三十一日まで次のように措置することが出来る

- 1 専任の教授又は助教授一名以上を置くこと
- 2 専任の教授又は助教授一名の場合に兼任の教授、助教授又は講師一名以上を置くこと

春山 239